

船舶事故調査報告書

平成25年3月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年11月12日 09時10分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港北方沖 八戸市所在の鮫角灯台から真方位337° 7.6海里付近 （概位 北緯40° 39.4′ 東経141° 30.7′）
事故調査の経過	平成23年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八兼 ^{けんしん} 神丸、19トン AM2-6419（漁船登録番号）、株式会社大山漁業及び個人所有 17.97m (Lr) × 4.13m × 1.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和61年10月15日 B 漁船 第二成 ^{せいしん} 進丸、19トン AM2-6402（漁船登録番号）、株式会社大山漁業 17.96m (Lr) × 5.25m × 2.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成3年6月18日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年5月24日 免許証交付日 平成20年6月9日 （平成26年5月23日まで有効） B 船長B 男性 43歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年4月18日 免許証交付日 平成20年4月18日 （平成25年4月17日まで有効） 甲板員B 男性 62歳
死傷者等	A なし B 重傷 1人（甲板員B）
損傷	A デリックブーム折損

	B なし
事故の経過	<p>A 船（運搬船）は、船長Aほか3人が乗り組み、B 船（網船）は、船長B及び甲板員Bほか5人が乗り組み、八戸港北方沖においてまき網漁を行い、2回目の揚網を始めた。</p> <p>B 船は、漁獲物の入った海面付近にあるまき網を挟んで別の網船と同方向に並び、A 船は、B 船の船尾に右舷船首を、別の網船の船尾に右舷船尾をそれぞれ着け、漁獲物を魚倉に入れる作業を開始した。</p> <p>A 船は、船体中心線に立てたデリックブーム（以下「ブーム」という。）の頂部から右舷方に下ろした漁獲物をすくう網（以下「本件網」という。）をまき網の中に入れ、漁獲物の入った本件網を吊り上げたところ、平成23年11月12日09時10分ごろ、ブームの頂部から約6mの部分が右舷方に折損し、B 船の右舷船尾の甲板上で待機していた甲板員Bの左腕に当たった。</p> <p>B 船は、揚網作業を中止し、船長Bが電話で救急車を要請するとともに、海上保安部等に通報を行い、10時15分ごろ八戸港に帰港した。</p> <p>甲板員Bは、救急車により病院へ搬送され、左前腕骨折と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約1.9m/s</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>A 船は、平成23年7月ごろ他県から中古で購入され、10月6日に漁船登録が行われたのち、5～6回出漁していた。</p> <p>A 船は、2回目の揚網作業では、本事故までに本件網を約10回上げ下ろしてA 船の甲板上に漁獲物を下ろしていた。</p> <p>本件網は、三角状をした網で幅約3.5mであり、底辺部分をA 船の右舷側から巻き揚げて頂部をデリック装置で吊り上げており、本事故時、網を沈めるための重りを付け、500～600kgの漁獲物が入っていた。</p> <p>A 船は、船首部にデリック装置を装備し、ブームを左右に振って本件網を吊り上げると船体が傾斜するので、ブームを船体中心線に立てて、ブーム頂部から右舷又は左舷方斜め下にある本件網の頂部を吊り上げていた。</p> <p>ブームは、呼び径100mm長さ約12mの鋼管に上下左右の補強板を溶接した構造であり、ブームの頂部に取り付けた滑車3個を使用していた。</p> <p>船長Aは、前船舶所有者からデリック装置は約3tまで引き揚げられると聞いていたが、デリック装置には取扱説明書や図面がなかった。</p> <p>修理業者は、本事故後、ブームを点検したところ、折損部付近には、さびや亀裂を認めなかったものの、ブームが薄肉の配管用鋼管を</p>

	<p>使って作られていたことを確認し、約2倍の肉厚がある圧力配管用鋼管を使って作り直した。</p> <p>甲板員Bは、平成23年9月ごろからB船に乗船し、以前はいか釣り船の経験が24～25年であり、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板員Bは、本事故時、長靴、合羽、ヘルメット及び救命胴衣を着用し、B船右舷船尾のサイドローラの上に左腕を置き、まき網を巻き揚げる指示を待っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、八戸港北方沖において、B船と別の網船との間のまき網から漁獲物を積み込む作業中、漁獲物の入った本件網をデリック装置で右舷方斜め下から吊り上げた際、ブームが折損したことから、ブームの頂部が、右舷船首方のB船の右舷船尾に落下して甲板員Bの左腕に当たり、甲板員Bが負傷したものと考えられる。</p> <p>ブームは、薄肉の配管用鋼管を使って作られており、ブームの強度を超える過大な荷重がかかって折損した可能性があると考えられるが、詳細を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、八戸港北方沖において、B船と別の網船との間のまき網から漁獲物を積み込む作業中、漁獲物の入った本件網をデリック装置で右舷方斜め下から吊り上げた際、ブームが折損したため、ブームの頂部が、右舷船首方のB船の右舷船尾に落下して甲板員Bの左腕に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用するデリック装置の制限荷重、ブームの仰角範囲及び旋回角度の使用条件を確認すること。